

東京医療保健大学医療保健学部 FD 委員会規程

(設置)

第1条 医療保健学部の教員の資質の維持向上を図るため、医療保健学部 FD 委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 教務部長
- (3) 企画部長
- (4) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議立案する。

- (1) 授業内容・方法の改善
- (2) 研究推進体制の整備
- (3) 各種研修会、研究会の実施
- (4) 外部研究費の導入の推進
- (5) 職員研修会等の実施
- (6) その他 FD に関する事項

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
 この規程は、平成18年 2月15日より施行する。
 この規程は、平成22年12月 8日より施行する。
 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。